

報告第 1 7 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成21年8月21日	372, 600円	足立区保木間在住者	平成21年6月27日、足立区西保木間二丁目9番先の足立区道をオートバイで走行していた相手方が、道路上に生じていた穴にハンドルを取られたことにより転倒し、相手方オートバイを破損させ損害を与えた。
平成21年8月29日	1, 223, 000円	足立区西保木間在住者	平成21年2月2日、足立区西保木間二丁目8番先の道路上で、清掃車が青信号で右折したところ、前方より来た自転車の後部に接触し転倒させ、相手方に胸部及び両膝挫傷の傷害を負わせるとともに、相手方自転

			車を破損させ損害を与えた。
--	--	--	---------------